

適格合併等に係る合併法人等の調整後の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------	-------------	-----	-----

被合併法人等の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資

適格組織再編成の日：・

被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	区 分	控 除 余 裕 額 又 は 個 別 控 除 余 裕 額				控除限度超過額又は個別控除限度超過額			
		被合併法人等の控除余裕額又は個別控除余裕額	分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額	(2)のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額又は個別控除余裕額とみなされる金額 (1)又は(1)× $\frac{(3)}{(2)}$	被合併法人等の控除限度超過額又は個別控除限度超過額	分割法人等の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	(6)のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度超過額又は個別控除限度超過額とみなされる金額 (5)又は(5)× $\frac{(7)}{(6)}$
		1	2	3	4	5	6	7	8
・ ・ ・	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								

当該法人の調整後の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	区 分	控 除 余 裕 額 又 は 個 別 控 除 余 裕 額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		当該法人の控除余裕額又は個別控除余裕額 (前期の別表六(三)「③」)	当該法人の控除余裕額又は個別控除余裕額とみなされる金額 (4)	当該法人の調整後の控除余裕額又は個別控除余裕額 (9)+(10)	当該法人の控除限度超過額又は個別控除限度超過額 (前期の別表六(三)「⑥」)	当該法人の控除限度超過額又は個別控除限度超過額とみなされる金額 (8)	当該法人の調整後の控除限度超過額又は個別控除限度超過額 (12)+(13)
		9	10	11	12	13	14
・ ・ ・	国 税	円	円	円	円	円	円
	道府県民税						
	市町村民税						
・ ・ ・	国 税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・ ・ ・	国 税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・ ・ ・	国 税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・ ・ ・	国 税						
	道府県民税						
	市町村民税						

別表六（三）付表二の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が法第69条第5項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の15第5項《適格合併等が行われた場合の個別繰越控除限度額等》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「被合併法人等の控除余裕額又は個別控除余裕額1」は、次により記載します。

(1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表六（三）「③」の金額を記載します。

(2) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表六（三）「③」の金額を記載します。

3 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額2」は、「被合併法人等の控除余裕額又は個別控除余裕額1」の金額に係る事業年度又は連結事業年

度の分割法人等の別表六（二）の「9」又は別表六の二（二）付表の「3」の金額を記載します。

4 「当該法人の控除余裕額又は個別控除余裕額とみなされる金額4」は、適格合併が行われた場合には「又は $(1) \times \frac{(3)}{(2)}$ 」を消し、適格分割等が行われた場合には「(1)又は」を消します。

5 「被合併法人等の控除限度超過額又は個別控除限度超過額5」は、次により記載します。

(1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表六（三）「⑥」の金額を記載します。

(2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表六（三）「⑥」の金額を記載します。

6 「分割法人等の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額6」は、「被合併法人等の控除限度超過額又は個別控除限度超過額5」の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の別表六（二の二）の「21」の金額を記載します。

7 「当該法人の控除限度超過額又は個別控除限度超過額とみなされる金額8」は、適格合併が行われた場合には「又は $(5) \times \frac{(7)}{(6)}$ 」を消し、適格分割等が行われた場合には「(5)又は」を消します。